

令和5年3月22日（水曜日）

令和4年度南三陸町議会3月会議会議録

（第7日目）

令和5年3月22日(水曜日)

応招議員(13名)

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員(13名)

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	仁君				
副	町	長	最知	明広君			
総	務	課	長	及川	明君		
企	画	課	長	佐藤	宏明君		
行	政	管	理	課	長	岩淵	武久君

町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	高橋晶子君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長補佐	遠藤和美君
会計管理者兼会計課長	菅原義明君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	三浦勝美君
南三陸病院事務部長	後藤正博君
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	芳賀長恒君
監査委員事務局長	男澤知樹君
選挙管理委員会事務局長	及川明君
農業委員会事務局長	千葉啓君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博

議事日程 第7号

令和5年3月22日（水曜日） 午後1時09分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第100号 令和5年度南三陸町一般会計予算
- 第 4 議案第101号 令和5年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第102号 令和5年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第103号 令和5年度南三陸町介護保険特別会計予算

- 第 7 議案第 104号 令和5年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第 8 議案第 105号 令和5年度南三陸町水道事業会計予算
- 第 9 議案第 106号 令和5年度南三陸町下水道事業会計予算
- 第 10 議案第 107号 令和5年度南三陸町病院事業会計予算
- 第 11 議案第 108号 令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算
- 第 12 発議第 2号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出に関する十分な説明と風評被害の対策を求める意見書の提出について
- 第 13 発議第 3号 南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 第 14 議案第 109号 南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 110号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 同意第 4号 副町長の選任について
- 第 17 同意第 5号 監査委員の選任について
- 第 18 議員派遣について
- 第 19 会期終了後の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午後 1 時 0 9 分 開議

○議長（星 喜美男君） どうも、予算審査特別委員会、大変御苦労さまでございました。

これから本会議に入ります。どうぞ本会議のほうも、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において 5 番佐藤雄一君、6 番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案 2 件及び町長提出議案 4 件を受理しております。

次に、総務産業建設常任委員会、民生教育防災常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、東日本大震災対策特別委員会、議会活性化特別委員会及び町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、会期終了後の継続調査申出書が提出されております。

次に、お手元に配付しておりますとおり、令和 5 年度当初予算審査特別委員長より、委員会審査報告書が提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第 1 0 0 号 令和 5 年度南三陸町一般会計予算

日程第 4 議案第 1 0 1 号 令和 5 年度南三陸町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 1 0 2 号 令和 5 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 1 0 3 号 令和 5 年度南三陸町介護保険特別会計予算

- 日程第 7 議案第104号 令和5年度南三陸町市場事業特別会計予算
日程第 8 議案第105号 令和5年度南三陸町水道事業会計予算
日程第 9 議案第106号 令和5年度南三陸町下水道事業会計予算
日程第10 議案第107号 令和5年度南三陸町病院事業会計予算
日程第11 議案第108号 令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第100号令和5年度南三陸町一般会計予算から日程第11、議案第108号令和5年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算まで、お諮りいたします。本9案は、関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本9案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

お諮りいたします。本9案については、既に提出者の説明及び質疑が終了しております。また、令和5年度当初予算審査特別委員会の委員会審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。本9案についての委員長の報告並びにこれに対する質疑は、令和5年度当初予算審査特別委員会が議長を除く議員全員による特別委員会でありましたことから、これを省略することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の報告並びにこれに対する質疑は省略することに決定いたしました。

これより、議案第100号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第100号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第101号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第101号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第102号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第102号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第103号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第103号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第104号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第104号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第105号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第105号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第106号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第106号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第107号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第107号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第108号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第108号を採決いたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 発議第2号 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出に関する十分な説明と風評被害の対策を求める意見書の提出について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、発議第2号東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した処理水の海洋放出に関する十分な説明と風評被害の対策を求める意見書の提出について

を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほどの局長の説明のとおりです。議長名で、総理大臣はじめ各関係大臣宛て提出するものでありますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、提出者及び賛成者が議長を除く議員全員でありますことから、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は質疑及び討論を省略することに決しました。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第3号 南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、発議第3号南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。7番佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） ただいま議会事務局をして朗読したとおり、議会として保有する個人情報を適切に取り扱う必要があるため、条例を制定するものであります。上程された条例案の内容につきましては、過日開催いたしました議会全員協議会で説明したとおりであります。よろしくをお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「な

し」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第109号 南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(星 喜美男君) 日程第14、議案第109号南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第109号南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星 喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長(及川 明君) それでは、議案第109号南三陸町情報公開条例及び南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明させていただきます。

本案につきましては、ただいま御承認いただきました南三陸町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴いまして、12月会議で既に承認されました未施行の改正条例の一部を改正するものでございます。

議案関係参考資料の3ページを御覧ください。

まだ未施行の条例を改正するというので、3ページ、4ページの新旧対照表のように、少し分かりづらい表現になっておりますが、参考までに5ページ、6ページに、実際の条例改正を溶け込ませたような分かりやすくした資料を添付させていただいております。

改正の具体につきましては、議会の個人情報保護条例の制定に伴いまして、町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務などについて議会からの諮問に応じ、調査、審議、答申することなど、議会に係る部分を追加するものでございます。なお、条例の施行日は令和5年の4月1日からとするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第110号 南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第110号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第110号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、東北大学病院からの医師派遣体制の変更に伴い、南三陸病院医師が行う待機業務に係る手当の支給について、所要の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第110号南三陸町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、細部説明をさせていただきます。

追加提案の議案参考資料の7ページをお開き願いたいと思います。

本改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、南三陸病院におきまして、当直医師を派遣しております東北大学病院の医師の派遣体制が変更になったことに伴いまして、当直医師が着くまでの間、南三陸病院の医師が待機する必要性が生じたことから、条例の一部を改正し、対応を図るものでございます。

具体の改正につきましては、待機手当につきまして新旧対照表の中の第5条第1項第1号におきまして、支給対象職員に医師を追加し、第2項におきまして、医師の待機手当の上限額について、1回につき1万円を上限とすることを追加するものでございます。条例の施行は令和5年の4月1日とするものでございます。簡単ですが、以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 同意第4号 副町長の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第16、同意第4号副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第4号副町長の選任について御説明申し上げます。

本案は、副町長最知明広氏の任期が本年3月31日をもって満了することから、後任に三浦浩氏を副町長に選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

三浦氏は、昭和55年4月1日に旧歌津町役場に入職し、再任用期間を含め、43年間にわたり

本町の行政運営に携わってまいりました。高い識見と高潔な人格は、副町長として適任と考えておりますので、選任することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 議事進行、質疑ではないんですけども……、「（「質疑、質疑だよ」の声あり）人事案件なので動議を提出いたします。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、ちょっとそういう……、暫時休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時34分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第4号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

投票の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後1時34分 休憩

午後1時37分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

これより同意第4号を採決いたします。

改めて宣告いたしますが、この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口の封鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は、表決権を有しない議長を除いた12人であり
ます。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（星 喜美男君） 配付漏れはありますか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認
めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱を点検・設置〕

○議長（星 喜美男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と、本案に同意することに反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第81条の規定により、否、すなわち反対とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、記載台で投票用紙に記載し、投票願います。

〔事務局長、点呼〕

〔各議員、順次投票〕

○議長（星 喜美男君） 投票漏れはありますか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（星 喜美男君） 開票を行います。会議規則第29条第2項の規定により、立会人に11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。11番三浦清人君、12番菅原辰雄君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（星 喜美男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、表決権を有する出席議員数の数に符合しております。

そのうち、有効投票は12票、無効投票はゼロであります。

有効投票のうち、賛成9票、反対3票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（星 喜美男君） 日程第17、同意第5号監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第5号監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、監査委員芳賀長恒氏の任期が本年4月28日をもって満了することから、その後任として、横山孝明氏を監査委員に選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

横山氏は、昭和56年4月に旧志津川町役場へ入所し、38年間にわたり、本町の行政運営に携わってまいりました。町職員を退職後は、介護老人保健施設ハイム・メアーズの事務局長として、本町の福祉事業の発展に寄与されております。高い識見と高潔な人格は、監査委員として適任と考えておりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第5号を採決いたします。この採決は無記名投票で行います。

投票の準備のため、暫時休憩を行います。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

これより同意第5号を採決いたします。

改めて宣告いたしますが、この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口の封鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は、表決権を有しない議長を除いた12人であり
ます。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（星 喜美男君） 配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れは、なしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱を点検・設置〕

○議長（星 喜美男君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と、本案に同意することに反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第81条の規定により、否、すなわち反対とみなします。

それでは、ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次、記載台で投票用紙に記載し、投票願います。

〔事務局長、点呼〕

〔各議員、順次投票〕

○議長（星 喜美男君） 投票漏れはありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（星 喜美男君） 開票を行います。会議規則第29条第2項の規定により、立会人に9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。9番村岡賢一君、10番今野雄紀君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（星 喜美男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは、表決権を有する出席議員数の数に符合しております。

そのうち、有効投票は12票、無効投票はゼロ票であります。

有効投票のうち、賛成8票、反対4票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、同意第5号は原案に同意することに決定いた

しました。

暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

午後2時05分 休憩

午後2時06分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

日程第18 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

日程第19 会期終了後の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、会期終了後の継続調査申出についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会、民生教育防災常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会、東日本大震災対策特別委員会、議会活性化特別委員会及び町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しておりますとおり会期終了後の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員会から申出のとおり、会期終了後の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会から申出のとおり会期終了後の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度南三陸町議会3月会議を終了いたします。

ここで、町長より挨拶がありましたらお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3月会議の閉会に当たりまして、私から一言御礼を申し上げ

たいと思います。

その前に、議員控室のほうでも大分拍手が出て盛り上がっておりましたが、侍ジャパンが14年ぶりに世界一に復帰ということで、お互いに本当に、いい結果になったなというふうに思います。

3月7日に開会をいたしました3月会議でございますが、本日をもちまして閉会ということになります。今会議に御提案させていただいた全ての議案、御承認、御決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。施政方針で申し上げました柱のとおり、これからの令和5年度、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

先ほど御提案をさせていただきました副町長選任の件でございますが、先ほど申しましたように、最知副町長がこの3月末をもって御退任ということになります。職員以来、そして副町長として2期丸8年、お勤めいただきました。議長の許可をいただきましたので、この後に、副町長のほうから御礼の挨拶を申し上げさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 次に、副町長より挨拶をお願いします。最知副町長。

○副町長（最知明広君） それでは、議長の許しを得ましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

副町長として2期8年、職員時代から合わせますと、議会の皆様には12年間お世話になりました。8年前の辞令交付式のときに、私は職員を前に挨拶と言われたときに、私の最大のミッションは震災からの復旧復興であります、ぜひお手伝いをいただきたいというようなことをお話をいたしました。そのときに、職員の中には派遣職員が100人ほどいらっしゃいました。今回、来年度からは、その職員もゼロになります。

それから、委員会でも御審議をいただきましたが、復興費が廃款になるというようなことで、私のミッションは、これで終わったんだなとつくづく思いました。3月11日に、歌津のハマーレ広場の除幕式がございまして、課長時代からの懸案でありました戦没者慰霊の碑が建立されて、これで本当の意味で私の使命は終わったなと、そういうふうに感じております。

ただ、在任中には職員の不適切な事務、あるいは補助金の不正流用問題が頻発いたしました。そういう問題が起きるたびに、私の至らなさ、そういうことを痛感をしておりました。職員を非常に大切には思っておったんですが、そういうことが起きるといようなことが、つくづく私の指導力のなさを痛感いたしました。この12年の様子を見ていますと、この復興が

あったのは、職員のみみんなのおかげだなと私は思っております。ですから、人間ですから大なり小なり失敗はあるかもしれません。議員の皆様にはぜひ温かい目で見守って、御指導をお願いをしたいと思います。8年間、本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも一言挨拶を申し上げます。

3月7日から始まりました3月会議、実質11日間にわたり、かつてない11人の議員各位の一般質問、そして予算審査特別委員会と活発な質問、審査が行われ、令和5年度の予算及び政策の最終的な意思決定がなされました。今後は、予算に基づいた事業が執行されるよう、しっかりと監視をしていただきたいと思います。

なお、議会運営についてですが、一部で先ほど予算委員長が申しあげましたように、発言が冗長になってきております。簡潔に行うよう努めていただきたいと思います。

なお、最知副町長には8年間にわたり震災からの復興、または震災、コロナ対応と、大変な時期を副町長として御尽力をいただきました。私からも心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、これにて散会をいたします。大変御苦勞さまでございました。

午後2時13分 散会